

令和6年度 第1回行財政審議会 ～ 太子町の水道事業について ～

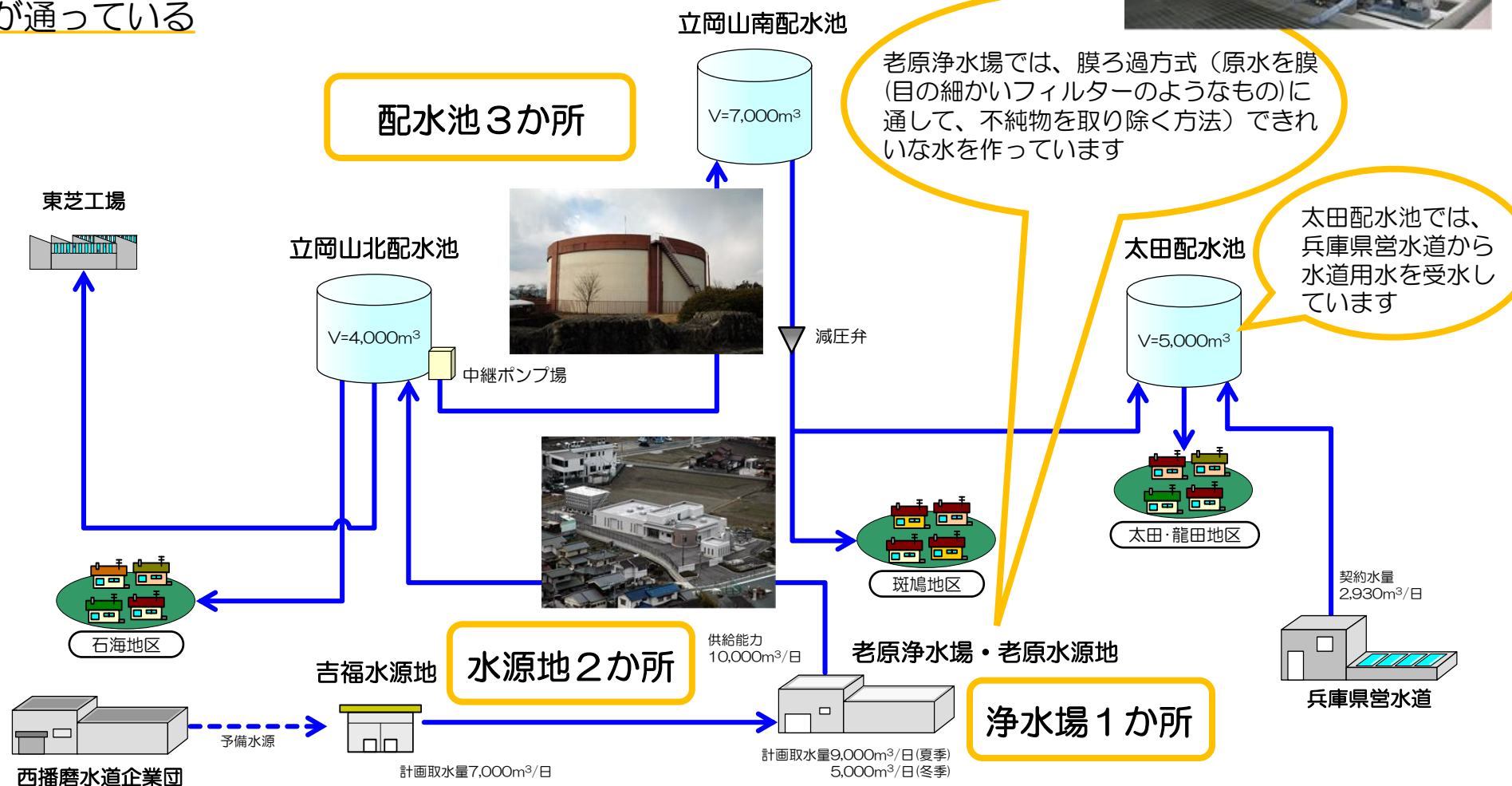


太子町 経済建設部 上下水道事業所

太子町の水道施設について

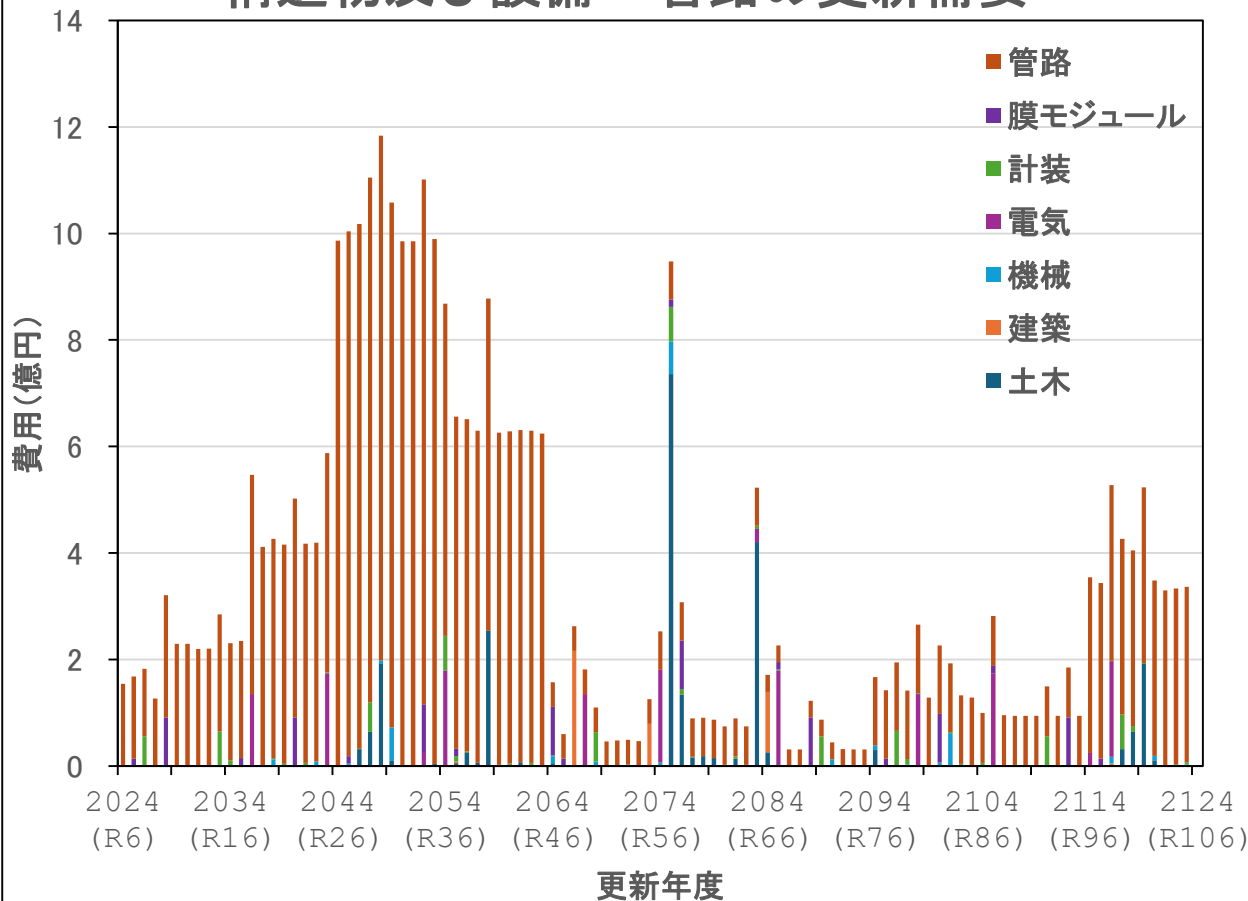
○太子町の年間給水量は、約360万 m^3

○太子町内には、約223kmの水道管が通っている



水道事業の現状と課題について

構造物及び設備 + 管路の更新需要



○人口の減少・節水意識の高まり

給水量が減少し、水需要の低下による施設能力の余剰を背景に、①吉福浄水場の廃止及び水源地化、②沖代水源地の廃止をおこない、2023（令和5）年度に整備を完了しました。

○水道施設・管路の老朽化

法定耐用年数（管路は40年）を過ぎ、老朽化したものは更新計画に沿って更新していますが、左図のとおり、2050年代にかけて、管路を中心とした更新需要（費用）が増加するため、今後に備えて、財源の確保が必要となります。

水道事業の決算状況について

対象年度	(千円)				(%)
	営業収益	営業費用	差引	純利益	営業収支比率
令和元年度	402,819	449,596	▲46,777	53,676	90
令和2年度	299,365	456,286	▲156,921	18,942	66
令和3年度	322,061	455,333	▲133,272	48,064	71
令和4年度	398,861	467,795	▲68,934	19,405	85
令和5年度	370,494	460,404	▲89,910	23,725	80

- 水道事業の経営は、地方公営企業法によって、水道水の使用水量に応じて皆さんに支払っていただく水道料金（給水収益）などの収入で必要な経費を賄う「独立採算の原則」が定められています。
- 太子町の営業収支比率（営業費用を営業収益でどの程度まかなえているかを示す指標）は、100%を下回っている状態です。営業収支比率の改善には、経費の削減とともに、料金改定を検討する必要があります。

水道事業に必要な経費について

安全で良質な水を、安定して供給し続けるには、下記のような費用が必要です。

じゅうようかひ

○需要家費：水道使用量とは関係なく、需要家（使用者）が存在することによって発生する費用。

（例）検針業務・集金業務・量水器関係費 等

○固定費：水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用。

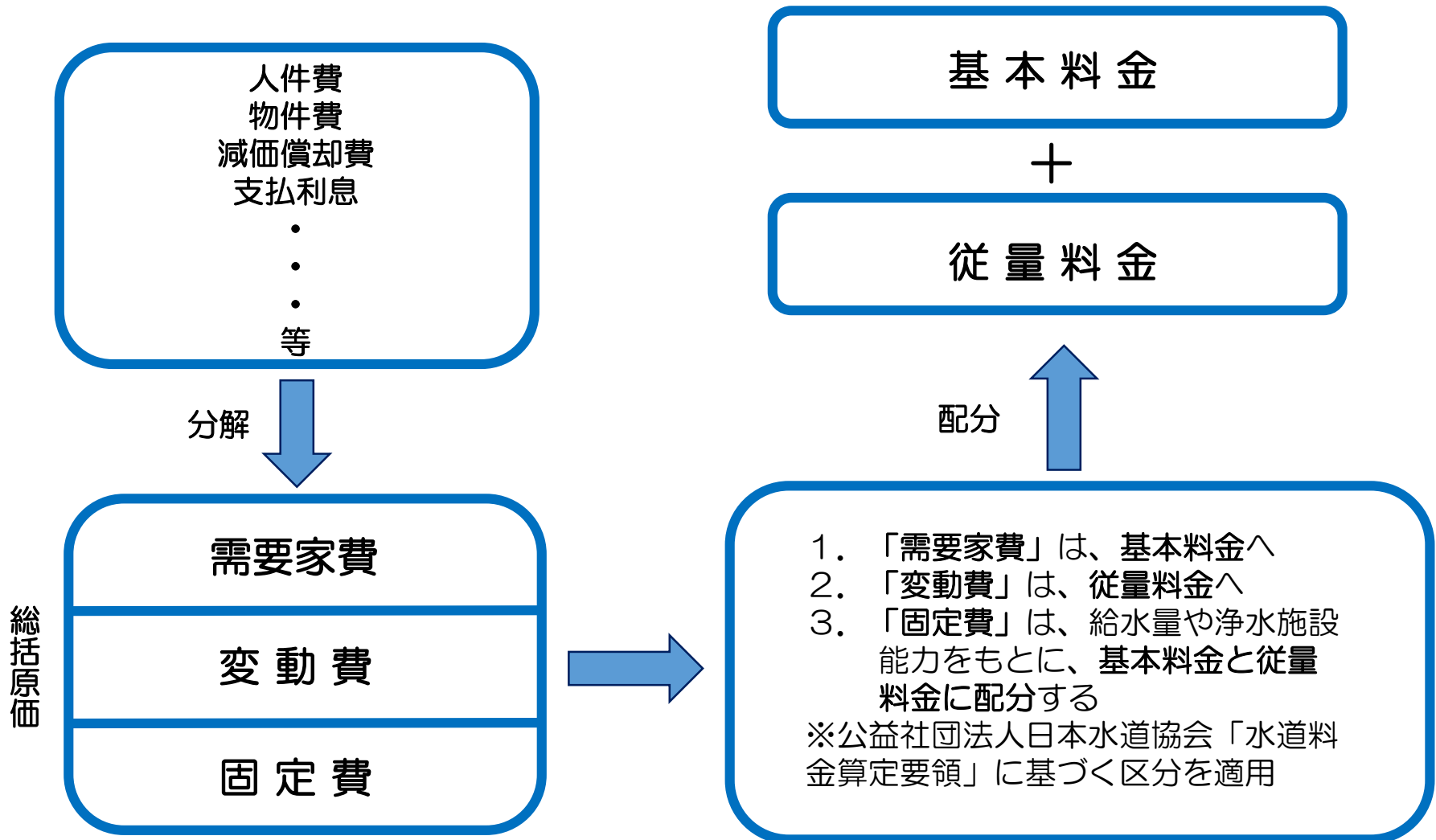
（例）施設維持管理費の大部分・減価償却費・支払利息 等

○変動費：概ね水道使用量の増減に比例して必要となる費用。

（例）薬品費・動力費・受水費 等

これらの費用を集計し、【総括原価】を算定し、それぞれの性質に応じて、基本料金及び従量料金へ分配することで、理論的な水道料金を算定します。

水道料金のしくみ(基本料金・従量料金)について



水道料金について

現行料金（平成20年1月改定）

（税抜）

	基本料金（1ヵ月につき）		超過量 1立方メートルにつき
	水 量	料 金	
基本使用量	10立方メートルまで	900円	—
超過使用量	11～30立方メートル	—	100円
	31～50立方メートル	—	105円
	51～80立方メートル	—	110円
	81立方メートル以上	—	120円

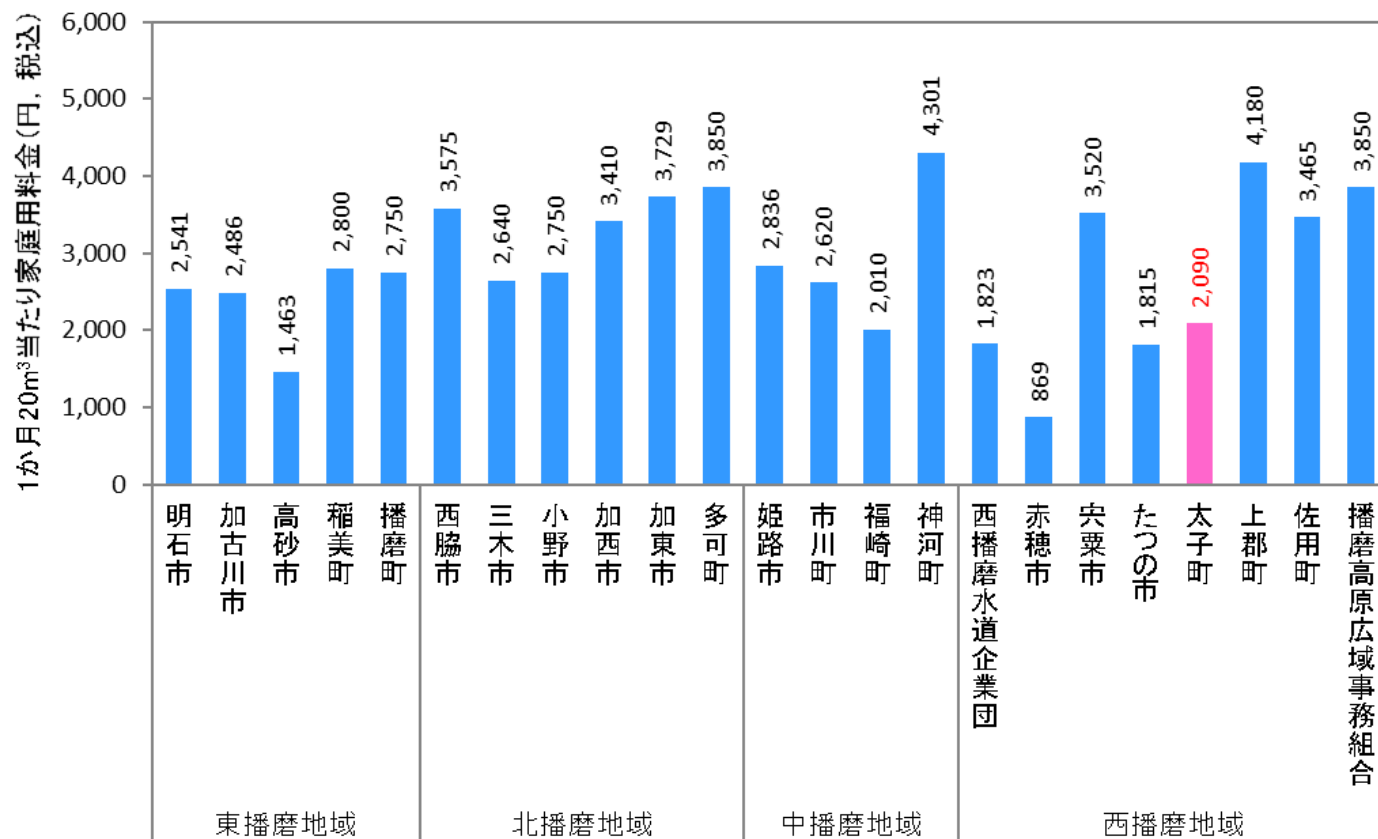
水道料金は、2カ月に1度、水道メーターを検針し、使用水量に基づいて算定します。左表のとおり、太子町の水道料金は基本料金と超過料金で構成されています。

現行の水道料金は、2008年(平成20年)1月に改定されたものであり、前回改定から16年が経過しています。

1ヵ月当たり家庭用料金（20m³）は、 $\{ 900\text{円} + (20\text{m}^3 - 10\text{m}^3) \times 100\text{円} \} \times 1.1 = \underline{2,090\text{円（税込）}}$ となります。

※20m³・・・一般家庭（世帯人数2～3人）における1ヵ月の水使用量を想定

近隣他市町との料金の比較



太子町の1ヵ月当たり家庭用料金(20m³)は2,090円(税込)であり、近隣他市町と比較すると、低い水準にあります。

※播磨地域の市町平均：
2,877円(税込)

※資料：令和3年度水道施設現況調書(兵庫県)
※佐用町は簡易水道のみ

他市町の料金改定状況(実績)について

市 町	今後について	改定年度（前回）	改定年度（前々回）
太子町	検討中	平成20年1月	—
たつの市	検討中	令和元年10月 (消費税のみ)	旧龍野市政時
姫路市	検討中	令和2年4月	平成28年4月
上郡町	検討中	令和3年4月	平成26年4月
播磨町	10～15年で再検討	令和5年4月	令和元年10月 (消費税のみ)
宍粟市	検討せざるを得ない	令和5年7月	平成26年7月
高砂市	検討せざるを得ない	令和5年10月	平成16年1月

料金改定の必要性について

太子町の給水量は、ゆるやかな減少傾向にあります。特に、給水量の大半を占める生活用水量は、節水型機器の普及や節水意識の向上などを背景として人口動態にかかわらず減少傾向にあるため、今後の人口減少により加速度的に減少することが懸念されます。

給水量が減っていくことで、給水収益も減少し、水道事業の経営状況が悪化していくと考えられます。施設の統廃合などの効率化を進めていますが、老朽化が深刻化する施設や管路の維持・更新のための資金の確保が困難になると懸念されます。

今後も、**安全で良質な水を供給し続け、災害に強い水道であり続ける**ために、経営の安定化と、利用者の過度な負担とならないような水道料金の定期的な見直しが必要となっています。

